

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名： 経済産業省

1. ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

経済産業省が実施する統計調査業務については、既に従来から、民間事業者を積極的に活用して実施しており、特に承認統計については、多くの統計が包括的な民間委託により実施されているところ。

今回検討を行うに際しては、従来からの取組を引き続き積極的に進めることを確認するとともに、以下の観点について重点的に検討を行った。

総務省の実施するガイドラインの改定作業や統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会の議論を踏まえつつ、国直轄の統計調査でより高い質の確保を図る必要のある統計調査について、統計の質の維持・向上、民間事業者の受注可能性、内部の業務体制等の観点から、実査を含む統計調査業務を一体として民間委託する調査統計業務として、どのようなものが該当するかについて検討を行った。

2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由（対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。）

・ 経済産業省企業活動基本調査

（選定理由）

「経済産業省企業活動基本調査」は、約 38000 の企業を対象とする国から調査客体に直接調査票を送付する形で実施している調査である。

総務省の「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」や「統計調査の民間委託に係るガイドライン」で議論された方向性も踏まえ、本調査の調査形態、調査規模や、民間事業者の受注可能性、質の維持・向上等について検討した結果、公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行うことが可能だと判断した。

本調査は、これまで、業務の一部において複数の民間事業者を活用しており、これらを一体的に民間事業者に担当させることで、民間事業者の創意工夫が生かされるとともに、国の職員の業務の効率化も期待される。

3．その他、今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。

引き続き、統計調査業務の民間開放について、指定統計、承認統計それぞれについて、包括的な対応が可能なもの、あるいは包括化が難しくても部分的な活用が可能なものについて積極的に検討を進める予定である。

特に、国直轄で調査員調査方式ではない統計調査業務については、包括的利用を含め、積極的に民間事業者の活用を検討していくこととしている。

また、それ以外の統計調査についても、国と地方の役割分担のあり方、統計の質の維持・向上、民間事業者の受注可能性、迅速性の確保（特に月次ベースの動態統計）等について課題の整理分析を進めながら、更に民間開放の可能性について検討を進める予定である。

企業活動基本調査の概要

調査の概要：我が国企業の多角的な活動の実態を明らかにするため、一定規模以上の会社に対し、毎年行っている調査

調査の期日：毎年3月31日

調査の事項：

企業の名称及び所在地

資本金額又は出資金額

企業の設立形態及び設立時期

企業の決算月

事業組織及び従業者数（事業組織別事業所数及び常時従業者数、その他の従業者数）

親会社、子会社・関連会社の状況（子会社・関連会社の保有状況、子会社・関連会社の新規設立、親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合）

資産・負債及び純資産並びに投資（資産・負債及び純資産、関係会社への投資額等、固定資産の増減）

事業内容（売上高及び費用等、外注費、費用の内訳、情報処理・通信費、リース契約により使用している設備に係る支払いリース料、売上高の内訳）

取引状況（売上高、仕入高の取引状況、地域別の直接輸出額及び直接輸入額

事業の外注状況（業務の外部委託（アウトソーシング）の状況、業務提携の状況）

研究開発（研究施設、研究開発費及び研究開発投資）

技術の所有及び取引状況（特許権等の所有、使用状況、技術取引）

情報化の状況（コンピュータ・ネットワークの利用の有無、電子商取引（e-コマース）の実施状況）

バイオテクノロジーの利用形態

企業経営の方向（経営組織の形態について、退職等に関する制度について）

調査対象：

鉱業、製造業、電気業、ガス業、情報通信業、卸売・小売業、クレジットカード業、割賦販売業、一般飲食店、教育・学習支援業及びサービス業に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額または出資金額が3,000万円以上の全国の子会社

調査対象数：約38,000企業（製造業約20,000企業、卸売・小売業約12,000企業、その他約6,000企業）

調査方法：郵送及びオンライン

調査の実施経路：経済産業省 - 経済産業局（各ブロック） - 報告者

予算額：1,395,593千円（平成19年度）